

(参考資料 1)

平成 18 年 11 月 24 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

「平成 17 年度国民経済計算確報及び平成 8～15 年度遡及改定結果」 利用上の注意について

「平成 17 年度国民経済計算確報及び平成 8～15 年度遡及改定結果」については、本年 12 月以降、段階的に公表する予定であるが、これらの計数を利用するに当たっては、以下の点に注意されたい。

1. 国民経済計算は、最新年（度）の数値を「確報」として公表するとともに、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、更に 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成 17 年度国民経済計算」については、平成 17 年（度）計数（確報値）及び平成 16 年（度）計数（確々報値）の推計を行う。

通常的年次推計作業に加え、平成 8～15 年（度）を対象年次とする遡及改定を行う（注 1、2）。

（注 1）支出系列については、平成 6、7 年（度）も含めて遡及改定を行う。従って平成 8 年（度）から遡及改定を行う生産系列等との間の整合性に留意が必要。

（注 2）基本単位デフレーター（GDP デフレーター等のベースとなる約 400 品目別の個別デフレーター）を推計する際の統合ウェイトについて、基準年（平成 12 年）以前についても平成 12 年基準に移行する。

2. 今般の遡及改定においては、毎年の確報、確々報推計時には利用できなかった基礎統計や、一部基礎統計の遡及改定結果も推計に反映させる。

3. 主な推計方法等の見直し

(1) 流通在庫推計における商業マージン額及び運賃額の推計方法の見直し

流通在庫純増額の購入者価額の算出において、生産者価額に商業マージン額及び運賃額を加える必要がある。従来は、流通在庫純増額が負値となる場合に、負の商業マージン額及び運賃額が算出されていたが、今回から負の商業マージン額及び運賃額は発生させないこととする。

(2) 流通在庫変動率の推計方法の見直し

流通在庫は、利用可能な直近の商業統計表の在庫残高（商品手持額）及び販売額に基づき、商業販売統計（商業動態統計調査）で補外することにより在庫変動率を求める。商業販売統計が大型店舗のみを対象としていることから、平成 12 年（度）以降、法人企業統計調査の資本金 1 千万円以上の卸・小売業の棚卸資産を商業販売統計の商品手持額の動きで説明する回帰式から推計した在庫残高の増減率を用いて補外する方法を採用してきた。このたび商業統計表の在庫残高で検証した結果、商業販売統計の大型店舗のみの動向が、全規模の動向を回帰式よりよく反映していることが確認されたため、平成 12 年（度）に遡及して、商業販売統計による補外を採用することとする。

(3) 平成 12 年の後入先出法による在庫品評価調整の方法の見直し

後入先出法による在庫品評価調整には、対象年の前年及び前々年の価格情報を用いている。昨年実施した基準改訂時には平成 11 年及び平成 12 年の価格情報のみで推計を行ったが、今回は従来の方法で算出した。

(注 3) (1)～(3)の詳細については「流通在庫推計手法の見直しについて」(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/061124/zaiko.pdf>) を参照されたい。

(4) 補間年の付加価値額の推計方法

昨年実施した基準改定作業では、平成 8 年～平成 11 年の産業別付加価値額を平成 7 年及び平成 12 年の付加価値額から直接補間して推計した。今回の遡及改定作業では、平成 7 年及び平成 12 年の付加価値率を補間し、各産業の産出額を乗じる手法で付加価値額を推計した。

(5) 基本単位デフレーター作成方法の見直し

約 2000 品目分類の物価指数から約 400 品目分類の基本単位デフレーターを作成する際、複数品目に対応する品目分類については、パーシェ方式により統合し

ていたが、フィッシャー連鎖方式により統合することとする。

(6) 道路関係四公団民営化に伴う対応

道路関係四公団（注4）の民営化（平成17年10月）に伴って設立された東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「道路会社」と記す。）は公的非金融企業に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」と記す。）は中央政府に分類する（QEにおいては平成17年10～12月期1次QEより適用済）。

道路資産は、法的には「機構」が保有するが、国民経済計算上は経済的な実態を重視し「道路会社」に帰属させる。一方、「機構」は同額の金融資産を保有（「道路会社」は対応する負債を負担）するものとし、「道路会社」から「機構」に対して支払われる貸付料は当該金融資産／負債に係る元本返済及び利子支払に相当するものとして記録する。「道路会社」が新規に建設した道路資産についても同様の取扱とする。

組織間の資産・負債の移管は資本移転の受払として資本調達勘定に記録する。

（注4）日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団。国民経済計算上の分類は公的非金融企業。

(7) 一部支出関連項目の表章細分化

平成18年7～9月期2次QE（平成18年12月8日公表予定）公表時を目途にQEにおいて表章の細分化を正式系列に導入する（注5）のに合わせ、対応する項目の表章を細分化する。

具体的には、財貨・サービスの輸出入の実質値について、財貨／サービス別計数を新たに表章する（名目値については、従来から、フロー編付表20「海外勘定」において財貨／サービス別計数を表章）。また、修正グロス方式（控除可能な消費税を含まない価格で評価する方式）による総固定資本形成の形態別内訳を表章する（グロス方式（控除可能な消費税を含む価格で評価する方式）による総固定資本形成については、従来から、フロー編付表15「形態別の総資本形成」において表章）。

（注5）詳細については「四半期別GDP速報（QE）における表章の細分化について」（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/060803/saibunka.pdf>）を参照されたい。

(8) 金融機関向けの対内直接投資、対内直接投資に関する再投資収益の計上

平成 17 年より日本銀行が「業種別・地域別直接投資」を公表したことから、対内直接投資の業種別計数が把握できるようになった。これまで全て民間非金融法人企業に計上していたが、金融・保険業向けのものを民間金融機関に計上する。

また同様に、平成 17 年より日本銀行が「直接投資残高（地域別・業種別）」を公表したことから、対内直接投資に関する再投資収益についても、これまで民間非金融法人企業に計上していたが、当該資料における金融・保険業の比率を用いて民間金融機関についても按分することとする。

(以 上)